

令和6年4月1日より警備業法施行規則の一部に改正があり、公安委員会が定める様式の「標識」の形で自社のウェブサイトに掲載することが義務付けられました。

弊社ホームページ内の閲覧については、トップページの右下にある、「警備業標識」をクリック頂ければ閲覧可能です。